

京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画の改定について

1 趣 旨

本計画は、京都府消費生活安全条例第7条を根拠に平成19年12月に策定し、3年毎に改定しているところ。

現行計画の計画期間が令和7年3月に終了することから、本年度に計画改正するもの。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 現状・問題意識等

- ・人口減少による専門人材の確保や高齢化率の進展による消費生活相談の増加への対応
- ・デジタル化の進展による消費者の被害未然防止への対応
- ・公正で持続可能な社会の実現に寄与する消費者の育成
- ・府内どこでも質の高い相談や救済が受けられる消費生活相談体制の維持

4 計画の内容（取組の方向）検討案

安心安全な消費生活の実現を目指し、消費者被害の対応及び消費者教育を強化

（1）消費者被害の未然防止

年齢等特性に合わせた消費者被害の未然防止

特殊詐欺や悪質商法等による高齢者の消費者被害への対応

インターネット取引被害への対応 ほか

（2）迅速な問題解決と拡大防止

デジタル社会における相談体制づくり

府内の消費生活相談体制の強化

取引の適正化の推進 ほか

（3）消費者教育の推進

消費者教育の機会拡大

消費者教育の担い手の養成・支援等

公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民の育成

ほか

5 日 程

令和6年7月8日（月） 京都府消費生活審議会（知事から諮問）

令和6年7月～令和7年1月 施策推進部会（4回開催予定）

※必要に応じて関係者から意見聴取

パブリックコメント実施

令和7年1月

京都府消費生活審議会開催（知事へ答申）